

スタートアップからの公共調達等の推進に 向けた施策ガイドブック

令和7年1月

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局

目次

はじめに（本ガイドブック策定の背景及び目的）	1
1. スタートアップからの公共調達への推進に向けた取組	4
1) 「スタートアップ技術提案評価方式」による随意契約の締結（経済産業省、内閣府、関係省庁等）【新規】	4
2) 技術力あるスタートアップ等の入札参加機会の拡大（経済産業省、関係府省庁等）【拡充】等	4
3) SBIR 制度の研究開発成果についての随意契約の締結（内閣府、関係省庁等）	6
4) JAXA 宇宙戦略基金における技術開発成果についての政府調達の推進（内閣府、関係省庁等）【新規】	6
5) 調達プロセスを簡素化したデジタルマーケットプレイスの実施（デジタル庁）【新規】	7
6) 随意契約（プロポーザル型企画競争）における参加資格等級の拡大（デジタル庁）【新規】	8
7) プロポーザル型企画競争のマニュアル作成と積極的な採用（デジタル庁）【新規】	8
8) 一般競争入札（総合評価落札方式）の評価におけるスタートアップへの加点（デジタル庁）【新規】	8
9) デジタル分野における新技術活用に向けたテクノロジーマップ及び技術カタログの策定（デジタル庁）【新規】	9
10) 再委託先のスタートアップを含む契約事業者名の公表（デジタル庁）【新規】	9
11) スタートアップと行政機関とのマッチング促進に向けた取組（内閣府、内閣官房、防衛省、経済産業省、金融庁）【新規】	9
12) SBIR の研究開発成果に係る情報発信、メインコントラクターとのマッチング（内閣府）	10
13) 地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化の検討（総務省）【新規】	10
2. 国の大規模研究開発等におけるスタートアップ等の参加促進に係る取組	11
1) スタートアップに参加を限定した研究開発支援事業等の実施（国土交通省、農林水産省、総務省、経済産業省、環境省）【拡充等】	11
2) 研究開発支援事業等の公募審査等におけるスタートアップへの加点等（内閣府、総務省）【拡充等】	12
3) 研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム（BRIDGE）において実施する各省庁施策の公募（内閣府、関係省庁等）【新規】	12
4) 充実したウェブサイトを創設し、研究開発支援事業等への幅広い者の参加を促進（農林水産省（農研機構））【新規】	13

3. スタートアップ表彰制度の受賞企業などの社会的信頼性向上に係る取組	13
1) 「日本スタートアップ大賞」の実施と J-Startup 選考におけるスタートアップ表彰・支援制度等での受賞・採択企業に対する加点等（経済産業省）【拡充等】	13
2) スタートアップ表彰企業のニーズを踏まえた支援実施（環境省、農林水産省、文部科学省、内閣府）	13
3) 公共工事における新技術活用促進の取り組み（国土交通省）	14
4) 点検業務における新技術活用に向けた技術性能カタログの策定及び一部直轄業務における新技術活用の原則化（国土交通省）	15
4. 参考（独立行政法人等のスタートアップとのオープンイノベーション・共創に向けた取組等）	16
5. 各施策の問い合わせ先	19

はじめに（本ガイドブック策定の背景及び目的）

「科学技術・イノベーション基本計画」（2021年3月26日閣議決定）に基づき、政府は、Society5.0を実現するための知の創出と経済的・社会的な価値の創出に向けた活動に対する投資とともに、それによるビジネスの拡大に向けて、多様な財源を活用しながら、官民による投資を大幅に拡充することを目指している。このため、政府は、科学技術関係予算の着実な確保、産学共同研究の推進等に加えて、SBIR制度における研究成果の公共調達の促進等の政策ツールを総動員して、スタートアップに対する民間投資を誘発する環境を整備するとともに、スタートアップへの出口戦略の多様化のための取組を推進している。

また、多様化・複雑化する行政ニーズに対応するとともに、新技術・新サービスなどイノベーションの担い手として速やかな意思決定と機動的な対応が可能な主体として将来の成長が期待されているスタートアップの育成を目指して、「スタートアップ育成5か年計画」（2022年11月28日新しい資本主義実現会議決定）においても、スタートアップに対する公共調達の拡大の方針を示している。

スタートアップ育成5か年計画（抜粋）

（令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定）

5. 第二の柱：スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化

（12）SBIR（Small Business Innovation Research）制度の抜本見直しと公共調達の促進

○ スタートアップを育成するため、公共調達の活用が重要である。SBIR制度（Small Business Innovation Research）について、米国のSBIR制度も参考に、創業間もない企業（スタートアップ）への支援の抜本拡充を図る。

○ 国や独立行政法人などの国の関係機関が調達する物件、工事、サービスについて、創業10年未満の中小企業からの契約比率が1%程度（777億円（2020年度実績））にとどまっているところ、スタートアップからの調達を拡大し、その契約比率を3%以上（3,000億円規模）に早急に拡大する。

- スタートアップ担当大臣は、施策の実施状況をフォローアップし、未達成の場合に担当省庁に対して是正を働きかける。
- 現在の SBIR 制度においては、ビジネスアイデアの FS 調査段階（「フェーズ 1」）、実用化に向けた研究開発段階（「フェーズ 2」）を対象に、各省の研究開発関連補助金をまとめて 70 億円でスタートアップの研究開発を支援している。その拡充を図るとともに、新たに大規模技術開発・実証段階（「フェーズ 3」）も支援対象に追加する。
- その際、各省の研究開発関連補助金を取りまとめて内閣府で指定するだけでなく、内閣府を通じて新たに 5 年分 2,000 億円（年間 400 億円）の基金を新規造成し、「フェーズ 3」をバックアップする。
- また、公共インフラ（鉄道・電気・水道等）を含む幅広い政府調達において、J-startup 選定企業の活用も含め、スタートアップの活用を推進する。
- スタートアップの政府調達の参画を拡大するため、随意契約に関するルール、国の大規模研究における加点措置等の検討を含めて、入札参加資格制度の検討を図る。
- 地方自治体による公共調達を総合的に促進するため、以下の措置を推進する。
 - ・ 地方自治体ごとに異なる書類の統一を図るとともに、手続きのオンライン化を促す。
 - ・ 地方自治体ごとに異なる調達参加要件について横断的見直しを促すとともに、政府による公共調達状況の可視化を通じ、地方自治体や民間事業者における調達を促す。
 - ・ 地方のデジタル実装を進めるためのデジタル田園都市国家構想交付金の採択審査時にスタートアップからの調達に加点措置を行うなどの措置を講じる。
 - ・ スタートアップを含め、IT 企業が提供するサービスの仕様などをカタログ化し、要件にあったものを行政が調達しやすくするデジタルマーケットプレイスについて、2023 年度中に実証を行い、早期の導入を目指す。

本ガイドブックは、上記等を踏まえ、政府及び関係機関等におけるスタートアップからの公共調達¹の推進及びこれらに関連して現在進行形で幅広く進展する具体的な個別の取組を詳細かつ俯瞰的に示し、政府の更なる取組の加速化を目指すものである。

※以下に記載している各省庁等の施策については、原則として令和6年6月時点の情報に基づいて、とりまとめ・掲載を行っている。なお、概ね過去1年間に新規又は拡充等された措置については【新規】又は【拡充】等と記載している。

1. スタートアップからの公共調達への推進に向けた取組

1) 「スタートアップ技術提案評価方式」による随意契約の締結（経済産業省、内閣府、関係省庁等）【新規】¹

経済産業省及び内閣府（科学技術・イノベーション推進事務局（CSTI））は、各府省庁等が高度かつ独自の新技术を有するスタートアップ等との間でそれぞれ随意契約を行うことを可能とするため、各府省庁等による仕様の確定が困難な物品役務等の調達に関し、スタートアップ等が技術提案を行い各府省庁等による審査及び価格等の交渉を経て仕様を確定し、予定価格を定めることを可能とする「スタートアップ技術提案評価方式」を整備することにつき、令和6年度早期の活用に向け、所要の措置を講じた²。

2) 技術力あるスタートアップ等の入札参加機会の拡大（経済産業省、関係府省庁等）【拡充】等³

一般競争入札へのスタートアップの参加を促進する観点から、以下①・②を措置した。

- ① 経済産業省は、財務省と連携し、独立行政法人中小企業基盤整備機構等の主たる官民ファンドの支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者や、J-Startup 地域版選定企業等が、自身が保有する等級よりも上位の等級が参加要件となっている入札案件の仕様を満たす技術力を証明する場合、当該事業者が保有する入札参加等級より上位の等級の入札へ参加できる（例：全省庁統一資格の物品の製造におけるC等級を取得した企業がA等級又はB等級に相当するものとして扱われる）方

¹ 参考資料 p.2-p.3

² 詳細は、経済産業省ホームページ(<https://www.meti.go.jp/press/2024/06/20240614004/20240614004.html>)を参照

³ 参考資料 p.4-p.6

向で、「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について（平成12年10月10日政府調達（公共工事を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）」における「上位等級入札への参加基準」を改正した。

【上位等級入札への参加基準】⁴

- 1) 当該入札に係る物件と同等以上の仕様の物件を製造した実績等を証明できる者
- 2) 資格審査の統一基準における統一付与数値合計に以下の技術力評価の数値を加算した場合に、当該入札における等級に相当する数値となる者
- 3) SBIR 制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等
- 4) 株式会社産業革新投資機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者（ベンチャーキャピタル等）の出資先事業者【拡充：独立行政法人中小企業基盤整備機構等、株式会社産業革新投資機構以外の官民ファンドの支援対象事業者等にも拡大】
- 5) グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup）に選定された事業者【拡充：J-Startup 地域版選定企業にも拡大】
- 6) 国立研究開発法人の金銭出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者（ベンチャーキャピタル等）の出資先事業者【新規】

⁴ 詳細は、経済産業省ホームページ「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」を参照
(https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/sanka_shikaku/qiyuturyoku_chusyo.html)

7) 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の認定を受けたベンチャーキャピタル等の出資先事業者【新規】

② 内閣府（CSTI）は、各府省庁が例えば1,000万円以下等で新規性を伴い高い技術力によるコスト削減や生産性の向上等に資する特定の役務・物資について、全省庁統一資格のC等級を取得及びD等級を取得し上記①の入札参加資格の特例に該当したスタートアップ等が、大企業等の実績や資本力との関係で不利にならず対等に競争できるよう、予定価格の金額、技術やサービス、等級等を限定した入札手法を各府省庁に推奨した⁵。

3) SBIR 制度の研究開発成果についての随意契約の締結（内閣府、関係省庁等）⁶

SBIR 制度の研究開発成果については、終了時審査結果の公表時に同等の技術がないことを確認し、同等の技術がない場合は、随意契約⁷による研究開発成果の調達や技術調査事業（調達に向けての実証試験）等を実施している。

4) JAXA 宇宙戦略基金における技術開発成果についての政府調達の推進（内閣府、関係省庁等）【新規】

関係府省庁等は、本事業の支援を受けた民間企業等の技術開発成果については、ステージゲート評価・事後評価結果の公表時等に同等の技術がな

⁵ 参考資料 p.7

⁶ 参考資料 p.8-p.12

⁷ SBIR 制度は先例のない革新的な研究開発事業を支援する制度であり、特許権等排他的権利を有する場合に限っては、特定政府調達（WTO 政府調達）の対象となる案件においても、「政府調達に関する協定第十三条 限定入札」の要件（(ii)特許権、著作権その他排他的権利が保護されていること）及び「会計法第二十九条の三第4項」の随意契約の要件（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）に該当するため、随意契約が可能である。また、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（随意契約によろうとする場合の財務大臣への協議）第十二条の一に該当するため、財務大臣協議は不要となる。

いことの確認を実施することで、随意契約⁸による研究開発成果に関する調達や技術調査事業（調達に向けての実証試験）等を行えるものとする。なお、ステージゲート評価・事後評価結果の公表時等に同等の技術がないことの確認とは、当該評価結果の公表時等に技術開発成果の内容を開示し、これを入札可能性調査の実施とみなして、当該同等の技術がないか否かの意見を10日以上求めることをいう。また、政府調達ニーズを提示した関係府省庁等は、研究開発の結果、目標と同等又は目標を超える成果が出たものについては、当該成果に係る製品・サービスの政府調達に向けた具体的な手続を行うものとする。

また、サプライチェーンの裾野を支え、新たな産業創出等の役割を担う中小企業やスタートアップの参画を促す観点から「指定補助金等の運用に係る業務ガイドライン」を踏まえ、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）は、中小企業、スタートアップが使いやすい経理処理のルールを策定することとする。

5) 調達プロセスを簡素化したデジタルマーケットプレイスの実施（デジタル庁）【新規】⁹

情報システム調達のうちクラウドソフトウェア（SaaS）及びクラウドサポート（導入支援）の調達について、調達プロセスを簡素化したデジタルマーケットプレイスの導入検討を進めている。スタートアップを含むIT企業がデジタル庁と基本契約を締結の上、カタログサイトにサービスを登録。国及び地方公共団体等は、その中から仕様にあったソフトウェア・サービスを検索・選定し、個別に契約を締結、調達する。本調達方式の導

⁸ 脚注6と同様の運用

⁹ 参考資料 p.13-p.15

入により、調達簡素化、迅速化を実現、クラウドソフトウェアを提供するスタートアップの参入機会拡大を目指す。

6) **随意契約（プロポーザル型企画競争）における参加資格等級の拡大（デジタル庁）【新規】**

随意契約（プロポーザル型企画競争）において、全ての競争参加資格等級（AからD等級）の事業者の参加を可能としている。

7) **プロポーザル型企画競争のマニュアル作成と積極的な採用（デジタル庁）【新規】**

情報システム調達については、一般競争入札を原則としつつも、技術力等を重視して選定する随意契約（プロポーザル型企画競争）のマニュアルを作成し、同手法を積極的に採用している。プロポーザル型企画競争は、スタートアップ企業などが革新的なアイデアやソリューションを提案し、デジタル庁が最適なプロジェクトを選定する取組で、高い技術力・専門性を有している中小・スタートアップ企業を含めた多様な事業者の参入が期待されている。

8) **一般競争入札（総合評価落札方式）の評価におけるスタートアップへの加点（デジタル庁）【新規】¹⁰**

情報システム調達の一般競争入札（総合評価落札方式）において、スタートアップであることをもって加点している。配点については、ライフ・ワーク・バランス等の推進に関する指標に関わる配点と同程度とする等、一定の考え方にに基づき設定されている。

¹⁰ 参考資料 p.16

9) デジタル分野における新技術活用に向けたテクノロジーマップ及び技術カタログの策定（デジタル庁）【新規】¹¹

規制所管省庁等が技術動向を踏まえて自律的にデジタル実装や規制の見直しを推進していけるよう、規制と技術の対応関係を整理・可視化したテクノロジーマップや、アナログ規制の見直しに活用できる製品・サービス情報を整理した技術カタログ等を整備している。

10) 再委託先のスタートアップを含む契約事業者名の公表（デジタル庁）【新規】

スタートアップの公共調達への参加を促進するため、デジタル庁における契約事業者の公表の際、スタートアップを含む再委託先の事業者名を公表し、各行政機関が参考見積りの徴取や案件情報の周知の際に、同事業者リストを活用することを可能にしている。

11) スタートアップと行政機関とのマッチング促進に向けた取組（内閣府、内閣官房、防衛省、経済産業省、金融庁）【新規】¹²

スタートアップと行政機関とのマッチングを目指したピッチの開催や検討のための会議体が設置されている。内閣府は、幅広いスタートアップと国及び地方自治体とのマッチングを目指して、スタートアップが国の調達等に提供可能な新技術等に係るロングリストの作成周知を図るとともに、実際にこれらの新技術等による社会課題等の解決に触れる機会を創出するためマッチングピッチを開催している。内閣官房は、行政とスタートアップとの連携促進に向けた全国的な知見共有等の場である国・地方スタートアップ連携実務者会議を設置している。防衛省と経済産業省は、スタートアップと防衛省・自衛隊のニーズとのマッチングを図る機会

¹¹ 参考資料 p.17

¹² 参考資料 p.18-p.25

を創出するため、「防衛産業へのスタートアップ活用に向けた合同推進会」を設置し、スタートアップのヒアリング、マッチング等を行っている。また、経済産業省は「行政との連携実績のあるスタートアップ100選」を制作・公表するとともに、金融庁及び経済産業省が共同で事務局を務める「インパクトコンソーシアム」では、主にインパクトスタートアップと行政の連携について議論する「官民連携促進分科会」を設置している。

12) SBIR の研究開発成果に係る情報発信、メインコントラクターとのマッチング（内閣府）

SBIR 制度の研究開発成果に関する情報等について、個人情報や企業秘密の保護等に配慮しつつ、SBIR 特設サイトや各種展示会などを通じて、広く一般に周知・広報を行っている。また、大企業等のメインコントラクターとのマッチングの機会の提供やコンソーシアム形態の技術実証を推進する等、政府調達への参加機会の拡大も図っている。

13) 地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化の検討（総務省）【新規】¹³

「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会報告書」（令和5年12月）を踏まえ、令和6年3月に総務省と地方公共団体で構成する「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会」を立ち上げ、入札参加資格審査に係る共通の申請項目や申請方法、広域又は全国的な共通システムについて検討を進めている。

¹³ 参考資料 p.26-p.27

2. 国の大規模研究開発等におけるスタートアップ等の参加促進に係る取組

1) スタートアップに参加を限定した研究開発支援事業等の実施（国土交通省、農林水産省、総務省、経済産業省、環境省）【拡充等】¹⁴

研究開発支援事業等の公募区分において、全ての事業者の参加を認めるタイプに加えスタートアップタイプ（設立10年未満の中小企業）（「SBIR 建設技術研究開発助成制度」（国土交通省））及びスタートアップ¹⁵の優先採択を行う支援枠を創設（交通運輸技術開発推進制度（国土交通省））している。非上場企業である等、事業ごとにその定義が異なるが、農林水産・食品分野においてスタートアップ及び将来起業を目指す大学の研究者等を対象とした「スタートアップへの総合的支援」（農林水産省）、スタートアップのみを対象とした「スタートアップ創出型萌芽的研究開発支援事業」（総務省）、「GX ディープテック・スタートアップ支援事業」、「ディープテック・スタートアップ支援事業」、「創薬ベンチャーエコシステム強化事業」（経済産業省）、「環境保全研究費補助金¹⁶（イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業）」、「地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業¹⁷（うちスタートアップ企業に対する事業促進支援事業）」（環境省）を実施している。

¹⁴ 参考資料 p.29-p.38

¹⁵ スタートアップとは、設立15年以内の科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第14項に規定する中小企業者又は事業を営んでいない個人（研究者等）であって、研究開発成果の事業化を目指すもの

¹⁶ 環境スタートアップについては、持続可能な社会の実現に向けたイノベーションの創出における大きな役割が期待されている一方、成長に時間を要するものも多いことから、スタートアップの成長フェーズに応じた切れ目のない支援を行うことが重要。このため、環境省では、スタートアップを始めとする中小企業者等の研究開発支援を目的としたSBIR制度の一環として、令和3年度より「イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業」を実施し、スタートアップ企業等が環境保全に資する事業実施に向けた研究開発事業を支援している。

¹⁷ 本事業は、スタートアップを主とした中小企業等が行うエネルギー起源CO₂の排出抑制に資する研究開発事業等を支援することにより、新規産業の創出・成長による脱炭素社会の実現に資することを目的としている。

2) 研究開発支援事業等の公募審査等におけるスタートアップへの加点等
(内閣府、総務省)【拡充等】¹⁸

「戦略的イノベーション創造プログラム」(内閣府)では、毎年度の課題の進捗評価においてスタートアップに関する取組を評価することとしている。「革新的情報通信技術(Beyond5G(6G))基金事業」(総務省)の公募審査において、スタートアップ及びスタートアップがコンソーシアムに参画する場合の加点措置を実施している。

3) 研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム(BRIDGE)において実施する各省庁施策の公募(内閣府、関係省庁等)【新規】¹⁹

内閣府では、官民研究開発投資拡大が見込まれる領域における研究開発等を推進するため、各省庁における取組の実施・加速等に取り組む「研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム(BRIDGE)」を実施している。本プログラムでは、革新技術による社会課題解決や新事業創出の推進につながる「重点課題」(7項目)を設定し、その1つに「スタートアップの事業創出」を上げており、重点課題のいずれかに対応した施策の提案を各省庁から募集している。このため、各省庁で実施する施策の一部において新事業創出を目指すスタートアップやスタートアップの設立を目指す研究者等の研究開発を支援している。

¹⁸ 参考資料 p.39

¹⁹ 参考資料 p.40-p.41

4) 充実したウェブサイトを作成し、研究開発支援事業等への幅広い者の参加を促進（農林水産省（農研機構））【新規】

「スタートアップへの総合的支援」（農林水産省）の実施において、SBIR 事業化支援のホームページを独自に立ち上げ²⁰、過去に選定された企業の体験談等、充実した情報を発信している。

3. スタートアップ表彰制度の受賞企業などの社会的信頼性向上に係る取組

1) 「日本スタートアップ大賞」の実施と J-Startup 選考におけるスタートアップ表彰・支援制度等での受賞・採択企業に対する加点等（経済産業省）【拡充等】²¹

経済産業省では、次世代のロールモデルとなる、インパクトのある新事業を創出した起業家やスタートアップを表彰することで、社会全体で起業に対する意識を高揚させることを目的として、「日本スタートアップ大賞」を実施するとともに、J-Startup の選考において、スタートアップを対象とした表彰・支援制度等での受賞・採択実績に応じて加点を行う等の取組を行っている。なお、J-Startup 選定企業等は、上記 1.1) 「スタートアップ技術提案評価方式」による随意契約の締結や 1.2) ①上位等級への入札参加機会の拡大の対象となる。

2) スタートアップ表彰企業のニーズを踏まえた支援実施（環境省、農林水産省、内閣府）²²

国が実施するスタートアップを対象とした表彰制度の受賞者に対して、受賞したスタートアップの支援ニーズに応じた幅広い支援策を実施して

²⁰ 農林水産省（生物系特定産業技術研究支援センター）「スタートアップ総合支援プログラムについて」
(<https://agrifoodsbir.jp/>)

²¹ 参考資料 p.43-45

²² 参考資料 p.46

いる。例えば、環境省では、環境スタートアップ大賞²³の受賞者の支援ニーズを確認し、次のステップに繋がる支援（ピッチイベントへの参加、ビジネスマッチング機会の創出等）を行っている。また、農林水産省では、日本スタートアップ大賞²⁴やロボット大賞の農林水産大臣賞を受賞したスタートアップの支援ニーズを確認し、各種媒体でのプレイアップ（農林水産省広報における紹介等）、研究開発に係る課題を抱えている受賞企業への専門家の紹介等を行っている。更に、内閣府健康・医療推進事務局では、2023年より日本医療研究開発大賞にスタートアップ賞を追加している²⁵。

3) 公共工事における新技術活用促進の取組（国土交通省）²⁶

新技術情報提供システム（NETIS）とは、国土交通省が運用している公共工事等で活用できる新技術に係る情報を共有及び提供するためのデータベース。NETISを中核として新技術情報の収集、共有化、直轄工事等での活用、効果の検証・評価等を実施している。直轄工事において新技術の活用効果が確認できた場合等、工事成績評定の加点対象となる。

²³ 持続可能な社会に向けたイノベーション及び社会実装の推進を加速化するため、環境問題の解決におけるイノベーション創出の担い手として重要性が増している環境スタートアップを支援することを目的として創業15年以内の環境保全に資する事業を保有する企業を対象に、「環境スタートアップ大賞」を実施している。（https://www.env.go.jp/page_01214.html）

²⁴ 農林水産省ホームページ「日本スタートアップ大賞－農業スタートアップ賞（農林水産大臣賞）－」（https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_venture/nougyou_venturesho.html）

²⁵ 内閣府健康・医療戦略推進事務局「第6回日本医療研究開発大賞について」（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryou/pdf/kaihatsu_taishou_6.pdf）

²⁶ 参考資料 p.47

4) 点検業務における新技術活用に向けた技術性能カタログの策定²⁷及び一部直轄業務における新技術活用の原則化（国土交通省）²⁸

全地方整備局を対象に道路構造物の点検の効率化・高度化に資する開発ニーズを調査し、結果を公表、これらの一部について技術公募や現場での実証を行い、点検に活用可能な技術をとりまとめた「点検支援技術性能カタログ・性能確認シート」を策定している（河川・ダム の点検等においても「点検技術カタログ」を策定）。直轄国道の橋梁・トンネル・舗装の定期点検業務では、点検支援技術の活用を原則としている。

²⁷ 国土交通省「点検支援技術性能カタログ」(<https://www.mlit.go.jp/road/tech/>)
「河川点検技術カタログ」(https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kasen/tenkengijutsu/kasentenken.html)
「ダム点検技術カタログ」(https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kasen/tenkengijutsu/damtenken.html)

²⁸ 参考資料 p.48

4. 参考（独立行政法人等のスタートアップとのオープンイノベーション・共創に向けた取組等）

1) 独立行政法人等国の機関等におけるスタートアップからの公共調達等の推進に向けた取組例²⁹

スタートアップからの公共調達等の推進に向けた上記以外の取組として、独立行政法人等においても、以下のような、「オープンイノベーションや共創」に向けた取組などを実施している。

【独立行政法人等】

- 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）では、民間事業者等と共に利用・事業シナリオを企画立案し、双方が資金・人的リソース等を提供した上で共同チーム体制等を構築して技術開発・実証を行うことを目的とした宇宙イノベーションパートナーシップ（J-SPARC）等の活動を実施している。

- 国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）では、2023年4月に、産総研研究成果を用いて事業を行うスタートアップ企業の創出、成長支援等の活動を実施する、株式会社 AIST Solutions（AISol）を設立した³⁰。
- AISol は、社会課題解決への貢献、技術的競争優位性、市場性、産総研とのシナジーなどの観点から産総研グループの経営戦略に照らして相応と判断されるスタートアップ企業を AISol スタートアップ³¹と認定し、産総研と一体となり、エンジニアリング、マーケティング、ビジネスアクセラ

²⁹ 参考資料 p.49

³⁰ 株式会社 AIST Solutions (<https://www.aist-solutions.co.jp/>)

³¹ AISol スタートアップ (https://www.aist-solutions.co.jp/service/service_menu/page000043.html)

レーション、資本増強などの様々な側面から AISoI スタートアップの成長を支援し、事業化に向けた伴走支援を行っている。

- 独立行政法人国際協力機構（JICA）では、「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」として、民間企業からの提案に基づき、JICAがJICAコンサルタントと共に、開発途上国の課題解決に貢献する企業のビジネスづくりを支援する施策を実施。「スタートアップ企業」について、①設立15年以下、②未上場、③スタートアップ企業向け外部資金の獲得額が500万円以上³²の全てを満たす法人と定義し、スタートアップ企業からの応募については、販売実績や財務要件といった一部の応募資格要件を緩和する。

【国立大学法人等】

- 国立大学法人東北大学では、東北大学オープンイノベーション事業戦略機構を中心に、1) プロボストを機構長とする総長直下の独立した組織で、オープンイノベーション活動に関する迅速な意思決定と、全学一丸の体制の下、各領域の専門家集団が豊富なビジネス経験に基づき各企業の経営戦略に合致した共創活動をプランニングするとともに、2) 学内の産学連携部門と有機的に連携して全学で産学共創をバックアップする体制を構築し、大学のアセットと企業ニーズに合致したオープンイノベーションの促進に向けた活動を実施³³。

³² ベンチャーキャピタルからの投資実績、公的機関からのスタートアップにかかる助成金や委託事業等の合算

³³ 国立大学法人東北大学「東北大学オープンイノベーション事業戦略機構」(<https://oi.tohoku.ac.jp/>)

2) 国、地方公共団体や国の機関等との公共調達に伴う委託契約から生じた収益の売上高（営業収益等）への計上

スタートアップを含む企業が国、地方公共団体や国の機関等と公共調達に伴う委託契約から生じた収益については、損益計算書上、売上高（営業収益等）として計上可能。

（参考）日本公認会計士協会「Q&A 収益認識の開示に関する基本論点」

損益計算書

Q1 顧客との契約から生じる収益は、どのような科目で損益計算書に表示しますか。

A1 「顧客との契約から生じる収益」については、例えば、売上高、売上収益、営業収益等として表示します。

（会計基準第 78-2 項、適用指針第 104-2 項）

§ 企業会計基準委員会企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（2020 年 3 月 31 日改正）

IV. 開示

1. 表示

78-2. 顧客との契約から生じる収益を、適切な科目をもって損益計算書に表示する。なお、顧客との契約から生じる収益については、それ以外の収益と区分して損益計算書に表示するか、又は両者を区分して損益計算書に表示しない場合には、顧客との契約から生じる収益の額を注記する。

§ 企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（2020 年 3 月 31 日改正）

IV. 開示

1. 表示

104-2. 会計基準第 78-2 項は、顧客との契約から生じる収益を、適切な科目をもって損益計算書に表示することとしている。顧客との契約から生じる収益については、例えば、売上高、売上収益、営業収益等として表示する。

5. 各施策の問い合わせ先

項目	省庁	部局	課室	問い合わせ先 (直通)	メールアドレス
1. スタートアップ等からの公共調達への推進に向けた取組					
1)	経済産業省	イノベーション・環境局	イノベーション創出新事業推進課	03-3501-1628	bzl-s-sansei-sinnkizigyousuisinn@meti.go.jp
2)	経済産業省	イノベーション・環境局	イノベーション創出新事業推進課	03-3501-1628	bzl-s-sansei-sinnkizigyousuisinn@meti.go.jp
3)	経済産業省	イノベーション・環境局	イノベーション創出新事業推進課	03-3501-1628	bzl-s-sansei-sinnkizigyousuisinn@meti.go.jp
4)	内閣府	宇宙開発戦略推進事務局	—	03-6205-7036	—
	総務省	国際戦略局	宇宙通信政策課	—	—
	文部科学省	研究開発局	宇宙開発利用課	—	—
	経済産業省	製造産業局	宇宙産業課	—	—
5)	デジタル庁	戦略・組織グループ	会計担当 (DMP 班)	03-4477-6775	dmp-office@digital.go.jp
6)	デジタル庁	戦略・組織グループ	調達支援・改革担当	03-4477-6775	procurement_reform@digital.go.jp
7)	デジタル庁	戦略・組織グループ	調達支援・改革担当	03-4477-6775	procurement_reform@digital.go.jp
8)	デジタル庁	戦略・組織グループ	調達支援・改革担当	03-4477-6775	procurement_reform@digital.go.jp
9)	デジタル庁	戦略・組織グループ	デジタル改革 企画②： 法制・制度 (TM 班)	03-4477-6775	techmap@digital.go.jp
10)	デジタル庁	戦略・組織グループ	調達支援・改革担当	03-4477-6775	procurement_reform@digital.go.jp
11)	内閣府	科学技術・イノベーション推進事務局	イノベーション推進担当	03-6257-1333	sbir_csti.k3z@cao.go.jp

		内閣官房	デジタル行 財政改革会 議事務局	スタートアッ プ担当	090-1052-7236	—
		経済産業省	イノベーション・環境 局	イノベーション 創出新事業 推進課	03-3501-1628	bzl-s-sansei-sinnkizigyouuisinn@meti.go.jp
		防衛装備庁	装備政策部	装備政策課	03-3268-3111 (21088、21031)	—
		金融庁	総合政策局	総合政策課サ ステナブルフ ァイナンス推 進室	03-3506-6925	sustainable-fin.esg@fsa.go.jp
12)	SBIR の研究開発成果 に係る情報発信、メ インコントラクター とのマッチング	内閣府	科学技術・ イノベーション 推進事務局	イノベーション 推進担当	03-6257-1333	sbir_csti.k3z@cao.go.jp
13)	地方公共団体の調達 関連手続の共通化・ デジタル化の検討	総務省	自治行政局	行政課	03-5253-5510	—

2. 国の大規模研究開発等におけるスタートアップ等の参加促進に係る取組

1)	スタートアップに参 加を限定した研究開 発支援事業等の実施	経済産業省	イノベーション・環境 局	イノベーション 創出新事業 推進課	03-3501-1628	bzl-s-sansei-sinnkizigyouuisinn@meti.go.jp
		総務省	国際戦略局	技術政策課 (政策係)	03-5253-5725	ict.startup@ml.soumu.go.jp
		国土交通省	大臣官房 総合政策局	技術調査課 技術政策課	03-5253-8125 03-5253-8950	—
		環境省	大臣官房	総合政策課環 境研究技術室	03-6205-8276	sokan-kengi@env.go.jp
		環境省	地球環境局	地球温暖化対 策課地球温暖 化対策事業室	03-5521-8339	CHIKYU-JIGYO@env.go.jp
2)	研究開発支援事業等 の公募審査における スタートアップへの 加点	経済産業省	イノベーション・環境 局	イノベーション 創出新事業 推進課	03-3501-1628	bzl-s-sansei-sinnkizigyouuisinn@meti.go.jp
		総務省	国際戦略局	技術政策課 (調査係)	03-5253-5727	b5g-rd@ml.soumu.go.jp
3)	研究開発と Society5.0 との橋渡 しプログラム (BRIDGE) において 実施する各省庁施策 の公募	内閣府	科学技術・ イノベーション 推進事務局	SIP/BRIDGE 担 当	03-6257-1336	—
4)	充実したウェブサイト を創設し、研究開 発支援事業等への幅 広い者の参加を促進	農林水産省	農林水産技 術会議事務局	研究推進課産 学連携室	03-3502-7462	kensui_soukatuhan@maff.go.jp

3. スタートアップ表彰制度の受賞企業などの社会的信頼性向上に係る取組						
1)	「日本スタートアップ大賞」の実施と J-Startup 選考におけるスタートアップ表彰・支援制度等での受賞・採択企業に対する加点等	経済産業省	イノベーション・環境局	イノベーション創出新事業推進課	03-3501-1628	bzl-s-sansei-sinnkizigyousuisinn@meti.go.jp
2)	スタートアップ表彰企業のニーズを踏まえた支援実施	環境省	大臣官房	総合政策課環境研究技術室	03-6205-8276	sokan-kengi@env.go.jp
		農林水産省	大臣官房	政策課技術政策室	03-3502-5524	giseishitsu_soukatsuline@maff.go.jp
		文部科学省	科学技術・学術政策局	産業連携・地域振興課	03-6734-4075	—
3)	公共工事における新技術活用促進の取り組み	国土交通省	大臣官房	技術調査課	03-5253-8125	—
4)	点検業務における新技術活用に向けた技術性能カタログの策定及び一部直轄業務における新技術活用の原則化	国土交通省	道路局 水管理・国土保全局	国道・技術課 河川環境課 河川保全企画室 河川環境課流水管理室	03-5253-8498 03-5253-8448 03-5253-8449	—
4. 参考						
1)	独立行政法人等国の機関等におけるスタートアップからの公共調達等の推進に向けた取組例	経済産業省	イノベーション・環境局	総務課産業技術法人室	03-3501-1416	bzl-sangi-hojin@meti.go.jp
		独立行政法人国際協力機構	民間連携事業部	—	03-5226-3491	https://www.jica.go.jp/activities/schemes/private_partner/inquiry.html
2)	国、地方公共団体や国の機関等との公共調達に伴う委託契約から生じた収益の売上高（営業収益等）への計上	—	—	—	—	—